

診療報酬適用のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より平成 19 年 8 月 31 日保医発第 0831002 号により、診療報酬
 収載の通知がございましたのでご案内申し上げます。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

敬 具

2007 年 9 月

◇新規保険収載項目（平成 19 年 9 月 1 日より適用）

項目名	保険点数	区 分	備考
血清中抗BP180NC16a抗体	270点	「D014」自己抗体検査の 18. (免疫学的検査)	実施済み

◇適用条件が拡大された項目（平成 19 年 9 月 1 日より適用）

項目名	保険点数	区 分	備考
フィブリンモノマー複合体定量 精密測定	240点	「D006」出血・凝固検査の 22. (血液学的検査)	実施済み
淋菌核酸増幅同定精密検査	210点	「D023」微生物核酸同定・定量 検査の 3.(微生物学的検査)	実施検討中

詳細につきましては裏面をご参照下さい。

お問い合わせは最寄りの営業所または、
 本社・研究所にお願いいたします。

SMS 株式会社 昭和メディカルサイエンス
 本社・研究所：東京都町田市鶴間54-1番地2
 TEL 042 (795) 6000

◇血清中抗BP180NC16a抗体

- ア 血清中抗BP180NC16a抗体は、区分「D014」自己抗体検査の「18」の血清中抗デスモグレイン3抗体に準じて算定できる。
- イ 血清中抗BP180NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

◇フィブリンモノマー複合体定量精密測定

- ア 「22」のフィブリンモノマー複合体定量精密測定は、DIC、静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察の為に実施した場合に算定する。
- イ フィブリンモノマー複合体定量精密測定、「19」のトロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)精密測定及び「20」のプロトロンビンフラグメントF1+2精密測定のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

◇淋菌核酸増幅同定精密検査

- ア 「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査と「2」の淋菌核酸同定精密検査、区分「D012」の「21」の淋菌同定精密検査又は区分「D018」細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。
- イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。
淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。